



防犯こうち

NO 4

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

まあじゃん屋の経営者(管理者)のみなさん

風営適正化法の目的とは?

- ① **風俗事犯の防止**
売春、わいせつ、賭博等にかかる違法行為の防止
- ② **善良風俗保持**
営業から生じる歓楽性及び享楽性が過度にわたる行為の防止
- ③ **風俗環境保持**
歓楽的雰囲気及び享楽的雰囲気が無制限に拡散し、周辺環境を害する行為の防止
- ④ **少年健全育成**
歓楽的雰囲気及び享楽的雰囲気が年少者の健全な育成を阻害する行為の防止

禁止行為

- ① **名義貸しの禁止**
- ② **客引き、つきまとい等の禁止**
- ③ **18歳未満の者の立ち入らせ禁止**
- ④ **18歳未満の者の雇用等の禁止**
- ⑤ **20歳未満の者への酒・たばこの提供禁止**
- ⑥ **遊技の結果に応じた賞品提供禁止**

遊戯料金等の規制

- ① **客1人1時間**
 - ・全自動 600円
 - ・その他 500円
 - ② **台1台1時間**
 - ・全自動 2400円
 - ・その他 2000円
- ※上記の金額に消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。
※上記金額は場所の利用料、設備の利用料、従業員のサービス料等を含む。

最近の摘発

- ① **福岡県**
「賭け麻雀」で経営者ら5人が逮捕される。客3人に換金可能なチップを使ったマージャンをさせ、卓の貸出料金を徴収
- ② **東京都**
「賭博開帳図利」で経営者ら5人と客2人が検挙される。

経営者・管理者の皆さんは、法知識を習得して、適正な営業をお願いします!
当協会では、「18歳未満立入禁止」の札を無償で配付しています。